

# あなたも国や地方公共団体に 意見・要望することができます!

できるんじゃよ!



市民の皆さんがお困りになっていることや意見・要望を国や地方公共団体に反映させる1つの方法として、市議会へ請願書や陳情書を提出する制度があります。

解説するよ!



## 請願と陳情って?



請願とは

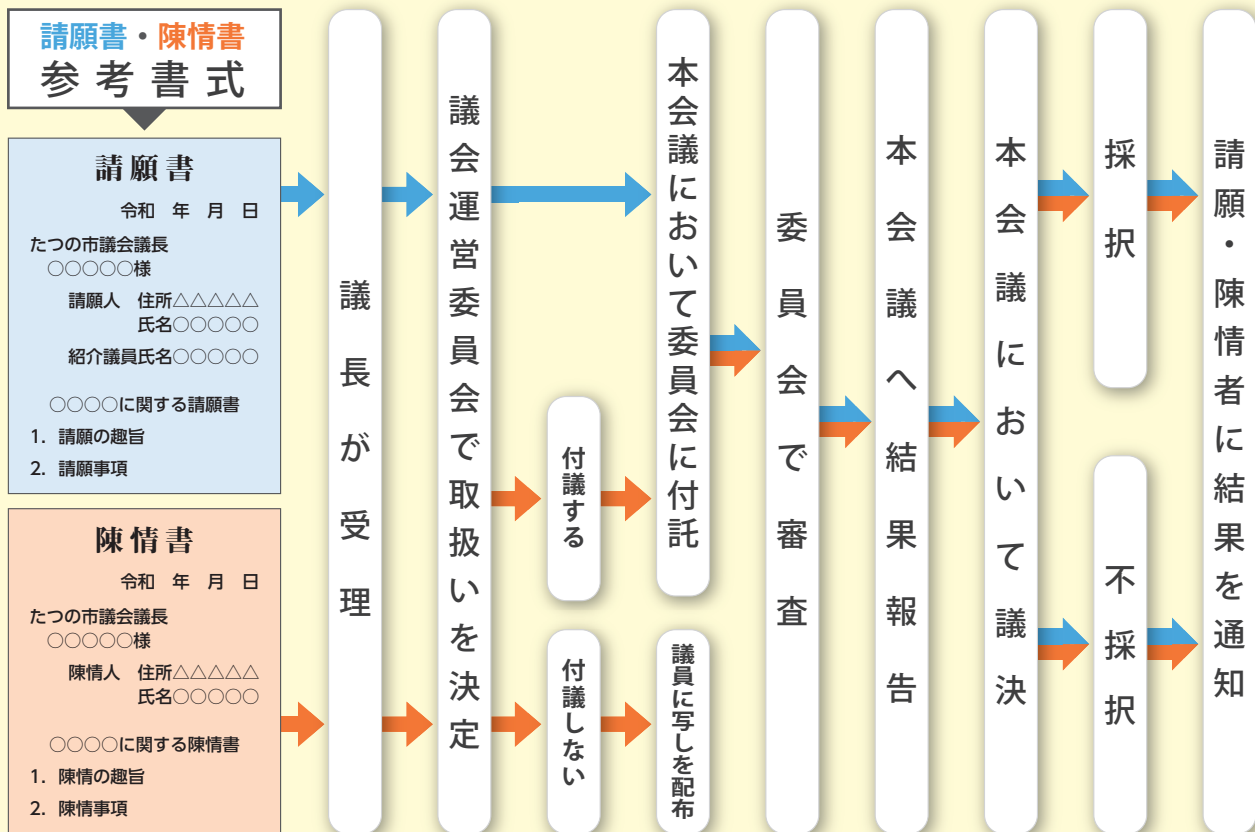
国民に認められた憲法上の権利の一つ（第16条）で、国や地方公共団体の機関に対して意見や要望を述べることで、提出には紹介議員が必要になります。

陳情とは

陳情の目的は請願と同じですが、請願ほどの法的根拠はなく、紹介議員を必要としません。本市議会においては、提出者の住所が市内で、かつ、直接議会事務局に陳情書を持参し、趣旨説明があったもののみ、議会運営委員会でその取扱いを諮ります。

## 請願・陳情の基本的な取扱いの流れ

請願：→ 陳情：→



※採択になった請願・陳情は、その内容に応じて、市長その他の関係機関で処理することが必要なものは、関係機関へ送付します。また、国・県への意見書提出を求める請願・陳情の場合は、国・県へ意見書を提出します。

## 取扱い及び提出時期について

取扱いとしては、議会運営委員会の判断のもと、常任委員会等で審査し、本会議で採否を決定します。また、提出の時期については、議会開会に際して開催される議会運営委員会（定例会初日の原則1週間前）の前日の午後5時までに受理した請願（陳情）は、当該議会に付議します。それ以降に受理した請願（陳情）は、次回の議会に付議します。

